

別添 1

農業経営体の定義

「農業経営体」とは、次のいずれかに該当するものをいう。

- 1 その経営耕地面積が 30 アール以上であること。

- 2 農作物の作付面積又は栽培面積、家畜の飼養頭羽数又は出荷羽数その他の事業の規模が次の一に該当すること。
 - (1) 露地野菜作付面積 15 アール
 - (2) 施設野菜栽培面積 350 平方メートル
 - (3) 果樹栽培面積 10 アール
 - (4) 露地花き栽培面積 10 アール
 - (5) 施設花き栽培面積 250 平方メートル
 - (6) 搾乳牛飼養頭数 1 頭
 - (7) 肥育牛飼養頭数 1 頭
 - (8) 豚飼養頭数 15 頭
 - (9) 採卵鶏飼養羽数 150 羽
 - (10) ブロイラー年間出荷羽数 千羽
 - (11) その他 調査期間の開始の日前 1 年間における農業生産物の総販売額が 50 万円に相当する事業の規模

別添2

報告者の選定方法

- 1 農林水産省大臣官房統計部長（以下「統計部長」という。）は、農業経営統計調査規則（以下「規則」という。）第3条第2項の農業経営体の中から営農類型別の経営に関する統計の調査客体（以下「営農類型調査客体」という。）を抽出するため、別表第1の上欄に掲げる営農類型区分及び同表の中欄に掲げる農業経営体の種類ごとに、同表の下欄に掲げる分類基準により農業経営体を区分してリストを作成し、これを地方農政事務所長等（地方農政局が所在しない都府県（沖縄県を除く。）にあつては地方農政事務所長、地方農政局が所在する府県にあつては地方農政局長、北海道にあつては北海道農政事務所長、沖縄県にあつては沖縄総合事務局長。以下同じ。）に送付する。
- 2 地方農政事務所長等は、調査の結果が十分な精度を有するよう統計部長が定める基準に従って、統計部長から割り当てられた営農類型調査客体の数を、前項の規定により統計部長から送付されたリストを使用して層別無作為抽出の方法により抽出する。
- 3 統計部長は、農産物の生産費に関する統計の調査客体（以下「生産費調査客体」という。）を抽出するため、別表第2の上欄に掲げる品目ごとに、同表の下欄に掲げる分類基準により個別経営体を区分してリストを作成し、これを地方農政事務所長等に送付する。
- 4 地方農政事務所長等は、生産費調査客体を抽出するため、調査の結果が十分な精度を有するよう統計部長が定める基準に従って、統計部長から割り当てられた生産費調査客体の数を、営農類型調査客体及び生産費調査客体の標本の十分な共用が図られるよう統計部長が定めるところにより、前項で統計部長から送付されたリストを使用して層別無作為抽出の方法により抽出する。

別表第1

営農類型区分		農業経営体の種類	分類基準	
水田作経営		個別経営体 個別経営体以外の農業 経営体	稲、麦類、雑穀、いも類、豆類、工芸農作物の販売収入のうち、水田で作付した農業生産物の販売収入が他の営農類型の農業生産物販売収入と比べて最も多い経営	
畑作経営			稲、麦類、雑穀、いも類、豆類、工芸農作物の販売収入のうち、畑で作付した農業生産物の販売収入が他の営農類型の農業生産物販売収入と比べて最も多い経営	
野菜作経営	露地野菜作経営	個別経営体	野菜の販売収入が他の営農類型の農業生産物販売収入と比べて最も多い経営のうち、露地野菜の販売収入が施設野菜の販売収入以上である経営	
	施設野菜作経営		野菜の販売収入が他の営農類型の農業生産物販売収入と比べて最も多い経営のうち、露地野菜より施設野菜の販売収入が多い経営	
果樹作経営			果樹の販売収入が他の営農類型の農業生産物販売収入と比べて最も多い経営	
酪農経営			酪農の販売収入が他の営農類型の農業生産物販売収入と比べて最も多い経営	
肉用牛経営	繁殖牛経営		個別経営体	肉用牛の販売収入が他の営農類型の農業生産物販売収入と比べて最も多い経営のうち、繁殖用めす牛の飼養頭数を2倍した数が肥育牛の飼養頭数以上である経営
				肉用牛の販売収入が他の営農類型の農業生産物販売収入と比べて最も多い経営のうち、繁殖用めす牛の飼養頭数を2倍した数が肥育牛の飼養頭数以上である経営

	肥育牛経営	肉用牛の販売収入が他の営農類型の農業生産物販売収入と比べて最も多い経営のうち、繁殖用めす牛の飼養頭数の2倍より肥育牛の飼養頭数が多い経営
養豚経営		養豚の販売収入が他の営農類型の農業生産物販売収入と比べて最も多い経営
その他経営		水田作経営、畑作経営、野菜作経営、果樹作経営、酪農経営、肉用牛経営、養豚経営以外の経営

別表第2

品目	分類基準
米	水稲を作付けし、玄米を年間600キログラム以上販売する経営
小麦	小麦を10アール以上作付けし、販売する経営
大豆 原料用かんしょ 原料用ばれいしょ てんさい さとうきび	対象作目を10アール以上作付けし、販売する経営
牛乳	作乳牛を1頭以上飼養し、生乳を販売する経営
去勢若齢肥育牛	肥育を目的とする去勢若齢和牛を1頭以上飼養し、販売する経営
乳用おす肥育牛	肥育を目的とする乳用おす牛を1頭以上飼養し、販売する経営
交雑種肥育牛	肥育を目的とする交雑種牛を1頭以上飼養し、販売する経営
子牛	肉用種の繁殖めす牛を2頭以上飼養し、子牛を生産して販売する経営
乳用おす育成牛	育成を目的とする乳用おす育成牛を5頭以上飼養し、販売する経営
交雑種育成牛	育成を目的とする交雑種牛を5頭以上飼養し、販売する経営
肥育豚	肥育豚を年間20頭以上販売し、肥育用もと豚に占める自家生産子豚の割合が7割以上の経営

